

2020.5.28 タイ入国に関するタイ外務省発各国商工会議所宛てレター（概要）

●有効な労働許可証を保有する,又は,政府機関から王国内で働くことを許可されている非タイ国籍者は,王国への入国許可を申請することができる。

●ただし,王国に入国する緊急の必要がある者のみが申請できる。外務省が,BOI及び労働省と協議し,ケースバイケースで緊急性や経済的重要性を検討する。

●非タイ国籍者の入国申請の手続は以下のとおり。

①出国予定日の少なくとも10営業日前までに,タイ大使館又は総領事館に入国許可証を申請する。

申請の際,

(1)労働許可証の写し又は政府機関(多くの場合,労働省)発行のタイでの就労を許可する旨のレターの写し(※1)

(2)COVID19を含む全ての医療費10万USD以上を保証する医療保険の提示が求められる。

②タイ大使館又は総領事館からタイ外務省に申請が転達。申請が承認されると,申請者にタイ入国許可証及び適当なビザを発行するようタイ大使館又は総領事館に指示。

③出国港(エアラインのチェックインカウンター等)では,

(1)タイ大使館又は総領事館発行の入国許可証,

(2)記入・署名済みの「申告書(Declaration Form)」(タイ大使館又は総領事館で入手),

(3)出国前72時間以内に発行されたFit to Flyの証明書,

(4)COVID19を含む全ての医療費10万USD以上を保証する医療保険の提示が求められる。

④タイ入国後は,政府の指定する施設において自己負担で14日間の隔離措置。

(※1)WPを有していない外国人の入国許可レター発行申請窓口は,通常のVISA申請の際の労働許可の取得手続きと同様,労働許可を発行する所管省庁が窓口となる(基本的には,WPを発行している労働省か,BOI 恩典企業であればBOIが担当省庁となる)。チャムチュリースクエア内ワンストップ・サービスにはBOI及び労働省の窓口もあるため有用。

(※2)タイ外務省は,本件に関する補足情報をFAQの形で発表予定。

(参考:<https://www.jcc.or.th/news/detail/374>)

(関 連 ポ ス タ ー :
<https://www.facebook.com/thaiembassytelaviv/photos/a.620849854619662/2965166270187997/?type=3&theater>)